

革新的新構造材料等研究開発にかかる知的財産権移転等に関する特別約款

平成29年1月19日制定

(知的財産権の移転の承認等に関する特則)

第1条 業務委託契約約款(以下「原約款」という。)第31条第3項第四号ただし書に規定する、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合のうちイの場合(同第31条の3第1項及び第2項のうちこれらに該当する場合を含む。以下、これらを合わせて「合併等に伴う知的財産権の移転等の場合等」という。)は、原約款の当該規定にかかわらず、乙は、あらかじめ、原約款第31条の3に規定する様式第20による知的財産権移転承認申請書又は様式第13による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲が前項の合併等に伴う知的財産権の移転等の場合等における承認に際して要求する場合、乙は、当該知的財産権について再実施権付の通常実施権を、甲に対して無償で許諾しなければならない。

3 乙が第1項に定める甲の承認を受けないこと又は前項に定める実施権の許諾を行わないことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権は無償で甲に譲り渡されるものとする。

(技術研究組合に係る読替えに関する特則)

第2条 原約款第35条に規定する、乙を当該技術研究組合の構成員と読み替えて適用する。同第28条から第34条までの規定、第52条に該当する第29条第3項及び第31条第2項から第5項までの規定、第31条の2及び第31条の3の規定、第32条から第34条までの規定並びに第53条の規定に加えて、前条の規定を適用する。

(存続条項)

第3条 前二条の規定は、契約期間の満了又は契約の解除により本契約が終了した場合も、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

(原約款との関係)

第4条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、平成29年1月19日から施行する。